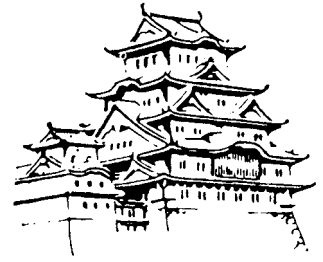


ひめじ農業委員会だより



第98号

平成27年(2015年)12月発行

編集・発行 姫路市農業委員会

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
TEL.079-221-2822 FAX.079-221-2809



世界文化遺産・国宝
姫路城

2
頁

- 石見市長へ建議書提出
- 永年勤続表彰
- 会長表彰
- 議会推薦委員の交代
- 黄綬褒章 ~開発 明弘さん
- 農業者年金について



3
頁

- 農地パトロールを実施しました
- 農地の有効利用を進めましょう
- 所有農地に関する意向届出書
- 農地中間管理事業取組状況
- 「人・農地プラン」策定状況
- 休耕田で新たな発見を

5
頁

- いちじく栽培
- いちじく手作りの会
- ため池看板設置
- コスモス栽培 ~夢前町寺

4
頁

- 農地に関するQ&A
- 利用権設定のお知らせ
- 納税猶予適用農地の管理を適正に
- 捕獲推進人材育成研修に参加して
- 電気さく設置に関するお願い

6
頁

- 認定農業者紹介 ~西多田宮農組合
- 農業委員会等に関する法律の改正
- 農事相談室日程

石見市長へ建議書を提出

八月三日、姫路市役所大会議室で開催された総会において、池内宏行農業委員会会長から市長へ「平成二八年度姫路市農業施策に関する建議書」を提出した他、表彰等を実施しました。

建議の主な内容

一 良好な営農環境の構築

(一) 農業生産基盤の整備

- ・圃場整備の促進
- ・農道の拡幅・補修
- ・老朽用排水施設等の改修
- ・パイプライン化による水路管理の簡素化

(二) 有害鳥獣対策

- ・防護柵設置における国の補助金の確保
- ・計画的な鳥獣捕獲対策

二 担い手の育成・確保

(一) 担い手育成の支援

- ・多角的な分野の情報提供
- ・設備投資に対する補助
- ・新規就農者等に向けた情報発信

(二) 集落営農組織設立支援

- ・組織化及び組織化後の運営に関する支援

(三) 地産地消の推進

- ・朝市や直売所などの設置及び運営への支援

永年勤続表彰

10年にわたり姫路市農業委員会活動に貢献された委員に市長より感謝状が贈呈されました。

【被表彰者】 (敬称略)

- 三輪 幹 男 (大津)
- 松田 勲 (系引)



会長表彰

農業委員会活動記録カードの提出件数ベスト3の委員が、会長より表彰されました。

【被表彰者】 (敬称略)

- 大塚 正 稔 (白鳥)
- 齊藤 眞 廣 (水上)

※ベスト3には会長が含まれていません。

議会推薦委員の交代

【新任】

- 三輪 敏之
- 坂本 学

【退任】

- 森 由紀子
- 山下 昌司
- 伊賀 肇一
- 長谷川 任武
- 伊藤 大典



春の受章 黄綬褒章



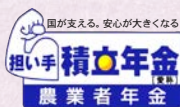
かいほつ あきひろ 開発 明弘さん (69) 網干区在住

軟弱野菜、野菜苗、網干メロンなど幅広く手がけています。特に網干メロンでは前例のなかったハウス栽培に成功。

若手農家の研修受け入れなど後進の育成にもご尽力されています。

(農業委員 濱田 能秀)

※黄綬褒章 業務に精励し、他の模範である方に贈られます。



しっかり積み立て! がっちりサポート安心で豊かな老後

農業者年金に加入しましょう!!

年金



加入要件は

- ① 年齢要件.....60歳未満
- ② 国民年金の要件...国民年金第1号被保険者
- ③ 農業上の要件.....年間60日以上農業に従事

上記の3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。

ポイント 1

保険料の国庫補助

特定の要件を満たす農業者には、一定の要件の下で保険料の国庫補助が受けられます。

ポイント 2

税制上の優遇措置

- ① 支払う保険料は社会保険料の控除の対象
- ② 受け取る年金は公的年金等控除が適用
- ③ 運用費も非課税

ポイント 3

80歳まで保証

仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合でも「死亡一時金」をお支払い出来ます。



耕作放棄地の確認をする農業委員

農地パトロールを実施しました

遊休・荒廃農地等の解消と利活用促進、並びに無断転用等の早期発見と是正指導などを目的として、八月十七日、一八日、一九日の計三日間、六班体制で農地パトロールを行いました。

この調査を元に所有者等への農地利用の意向確認を行い、遊休農地解消のための指導を行っています。

大切な農地を守り有効利用を進めましょう！

遊休農地の増加が大きな問題となっています!!

農地は地域の大切な財産です。
 農地は農業生産活動の基盤であるだけでなく、水田の貯水機能を通じた国土保全や防災、景観の維持、緑地空間の確保といった多面的かつ公益的な役割も果たしています。

農地が遊休農地になると・・・

農地を放置すると雑木や雑草が繁茂し、次のような周辺環境への悪影響が出てきます。

- ① ゴミが不法投棄される。
- ② 有害な鳥獣が住み着く。
- ③ 病害虫の発生の原因になる。
- ④ 火災発生の原因になる。

早めの草刈にご協力下さい。

一旦農地の荒廃がすすむと元の耕作ができる状態に戻すのに、多大な労力と多額の費用がかかる場合も考えられます。

現在、作付けを行っていない農地をお持ちの方は、作付けや早めの草刈りにご協力下さい。

遊休農地が発生すると環境悪化につながります

休耕田で新たな発見を

船津地区においても、農業者の高齢化や若者の農業離れが進み、年々休耕田が目立つようになってきました。



休耕田をどうにかしようと友人に呼びかけ、3年前から黒豆づくりを始めました。年々仲間が増え、2年目には6名、3年目には8名になりました。人数が増えて様々な意見を交わせることが楽しみの一つにもなりました。

「農業を通じて土に触れ、人と触れ合うことに楽しみを」を目的に休耕田を利用するとまた新たな発見があるかもしれません。

(農業委員 東郷 和弘)

所有農地に関する意向届出書

所有農地について、売買、貸付等を希望される方は、農業委員会の窓口においてある「所有農地に関する意向届出書」を提出してください。

今後の農地情報に活用させていただきます。

※但し、必ずしも買手、借手が見つかるわけではありません。

農地中間管理事業取組状況 (H27.11.1現在)

農地中間管理機構(兵庫みどり公社)を活用した農地

面積	約402万㎡(約3,100筆)
担い手	25経営体

「人・農地プラン」策定状況 (H27.11.1現在)

プラン策定済	26 地区
プラン策定予定	17 地区



農地に関するQ&A



農地の貸し借りをしたいのですが、どうすればいいですか？



農地を耕作目的で貸し借りする場合は、農地法の許可が必要です。市街化区域以外の地域では、農地法の許可と農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の手続きのどちらかを選ぶことができます。

利用権設定は、契約期間が満了すれば、貸主に自動的に農地が返ってくるため、土地所有者が安心して土地を貸せる仕組みになっています。(貸し借りを継続する場合は、再設定の手続きをします。)

それぞれ一定の要件がありますので、手続きを希望される方は、農業委員会もしくは農政総務課にご相談下さい。

▶農地法に基づく手続きは

農業委員会事務局 TEL 221-2823

▶農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の手続きは

農政総務課 TEL 221-2476

納税猶予適用農地は 適正に管理しましょう！

相続税等納税猶予を受けた農地が営農されていない場合は、納税猶予が打ち切れ、猶予されていた税とともにその期間の利子税も合わせて納付しなければなりません。

雑草が繁茂している場合はもちろん、農作物の栽培形跡が見られない場合も営農しているとはみなされませんので十分ご注意ください。

平成28年度 利用権設定のお知らせ

【対象】市街化区域以外の農地

【期間】原則3・6・10年のいずれか

【公告時期】年3回

5/13 (3/10までの申込分)

11/15 (9/12までの申込分)

※借り手が大規模農家の場合

7/15 (5/10までの申込分)

捕獲推進人材育成研修 に参加して

姫路市北部では、年々イノシシやシカなどの有害鳥獣の被害が拡大しています。

この研修では、効果的な捕獲及び防衛策について学びました。

防護柵の設置については、行政の補助事業やJA兵庫西の「新農業生産振興育成支援事業」（農区・集落を単位とする鳥獣害対策事業支援）がありますので、事業の実施前に姫路市農政総務課、中播農業共済事務組合又はJA兵庫西の各営農生活センターに問い合わせてください。

(農業委員 和泉 千代一)



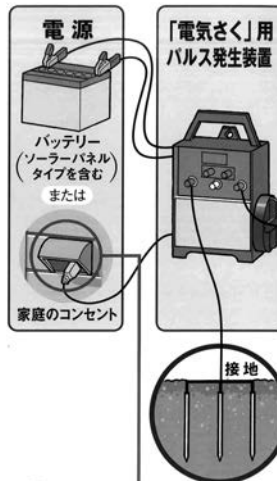
(現地視察研修の様子)

▶お問合せ

農政総務課 TEL.221-2492
中播農業共済事務組合 TEL.232-4401

「電気さく」を設置される際の安全確保等について (お願い)

「電気さく」施設上の注意



❗ 電波発生による障害の防止
「電気さく」から発生する電波が、テレビやラジオなどの無線設備に継続的かつ重大な障害を生じさせないように施設する必要があります。

❗ 漏電遮断器の設置
「電気さく」を公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合で、30ボルト以上の電源（家庭のコンセントなど）から電気を供給するときは、危険防止のために漏電遮断器を設置する必要があります。

❗ 危険表示
人が見やすいように、適当な位置や間隔で危険表示をする必要があります。



(経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課 提供)

▶お問合せ 農政総務課 TEL 221-2492

いちじく栽培

姫路市特産のいちじく（無花果）も今では県下各地で広く作られるようになっていきました。案内簡単そうに見える果物ですが、その栽培は、冬の剪定、冷凍害予防、施肥、鳥虫害防止、早朝の収穫等多くの作業がかかせません。

近年は、産地の拡大で価格が上がりますが、農家手取りの向上を目指して「安心・安全プラスおいしい」地元産の販路拡大と女性グループによる加工食品の商品開発、関



(2月初旬)



(8月初旬)

係研究機関による「良食味」品種の育種が急務と言えます。
(農業委員 松田 勲)



いちじく手作りの会

女性いちじく生産者で結成するいちじく手作りの会（代表 福永初恵さん）では、「四郷のいちじく」をジャムに加工して販売しています。

皮を剥き丁寧に裏ごしされたジャムは、いちじくの粒々とした食感が苦手な方にも好評だそうです。

是非一度ご賞味下さい。

主な販売場所 JA兵庫西四郷支店、旬菜蔵など。



(9月中旬)

無花果 (いちじく) クワ科イチジク属

いちじくは漢字で「無花果」と書きますが、花がないわけではありません。いちじくの花は外からは確認できません。果実のように見える部分は花軸が肥大化したもので、切った時に粒々のように見える部分が花です。

いちじくは食物繊維をはじめ、鉄分、カリウムなどのミネラル分、ビタミン類をバランスよく含んでおり、不老長寿の果物と言われるほど、栄養価や薬効が高い果物です。

ため池に看板が設置されました

兵庫県は全国一のため池数を誇ります。その数38,234（H27.4現在）姫路市内には756。県ため池保全に関する条例により、該当する全てのため池にため池の名称と管理者名を記載した看板が設置されました。

農家のみならず一般住民の方々にも、ため池の保全管理の重要性について、一層の認識を高めていただく趣旨です。

(農業委員 鷲尾正博)



夢前町寺地区の2自治会が、「はなのまちづくり育成事業」に取り組み、約1町5反の休耕田にコスモスを栽培しています。

(農業委員 池内 宏行)

「はなのまちづくり育成事業」

要件を満たされた場合、花の種子・苗、PRのぼり等を配布しています。

▶お問合せ 農政総務課 TEL 221-2476

認定農業者紹介
西多田営農組合

西多田集落は、姫路市北東部、平田川の西側に位置し、水田を中心とした穀倉地帯が広がる地域です。

古くから個人単位で農業が営まれていましたが、若者の農業離れがすすんだことにより、後継者不足が深刻化、地域の優良農地を将来どのような維持していくのが課題となりました。

落内の全農家が組合員となつて活動しています。

営農面積は、約32・5万㎡でその内約23万㎡の田を預かり、「地域の農業は地域でやる」という組合設立理念のもと将来は一集落一営農の視野の中で集落をあげて営農活動に取り組んでいます。



を食べると他のお米は食べられない」と評判も上々です。生産品目は水稲で「コシヒカリ」、「キヌヒカリ」、「ヒノヒカリ」と共に兵庫県推奨品種の「きぬむすめ」を他に先駆けて栽培しているほか酒米、餅米、加工米と多角的に着手しています。

この現状を打開するため集落で協議を重ね、平成5年に「西多田営農組合」を設立、平成25年に法人化、平成27年には、認定農業者となり、集

西多田地域は、ため池が多く、川の水に比べると水温が高いのと粘土質の肥えた土が、美味しいお米の生育を助けています。タンパク質やアミノ

会長の青田睦さんと理事長の福本正明さんに抱負を語って頂きました。
(農業委員 福本 良明)



左から福本委員、福本理事長、青田理事会長

ーズ等の数値が低いことが、お米の美味しさを物語っています。
平成24年には「兵庫県認証食品」としての認証を取得、「TADAひかり」というブランド名で売出し、近隣の福祉施設にも販売。「このお米



「TADAひかり」の看板を掲げた事務所風景

農事相談室

月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
日	2日	6日	3日	2日	6日	6日	1日
曜	水	水	水	水	水	金	水

◎原則、第1水曜日 午前10時～12時

【場所】農業委員会室(姫路市役所 本館9階)
お問合せ／農業委員会事務局 TEL079-221-2823

農地の売買、貸借関係、相続税等納税猶予など、お気軽にご相談ください。
(※事務手続きなどのご相談は、これに限らず随時受け付けています。)

【編集委員】

池内 宏行	会長	櫻井 豊	委員
松田 勲	農政部長	齊藤 眞	委員
進藤 保	農政部長職代	浅田 和	委員

農業委員会等に関する法律の改正

平成27年8月28日に農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が成立し、9月4日に公布されました。この法律には農業委員会等に関する法律の改正も含まれています。

今回の改正により農業委員の公選制が廃止となり、新たな選挙人名簿の調製を行わないこととなりました。

そのため、例年お願いしておりました選挙人名簿の登載申請は実施いたしません。

今回の法改正により農業委員会の組織も大幅に変更されることとなります。詳細につきましては今後農業委員会だよりなどでお知らせいたします。



●週刊 700円/月
●お申し込みは 農業委員会へ